

会員各位

（一社）沖縄県ハイヤー・タクシー協会  
会長 東江 一成  
（公印省略）

### マスク着用の考え方を見直しに関する対応方針等について（通知）

第102回新型コロナウイルス感染症対策本部においては、令和5年2月10日に「**新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針**」を変更し、マスク着用の考え方を見直し等を決定しております。

この中では、マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重するとともに、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮して、令和5年3月13日から適用するとされております。

また、本決定を受けて、内閣官房及び国土交通省から、全国ハイヤー・タクシー連合会に「**タクシーにおける新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン**」の見直しが依頼されております。

全タク連においては、これを踏まえて「マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は乗務員を含む従業員にマスクの着用を求めることは許容される。」との変更を行った旨、各県タクシー協会に通知しております。

このことから、協会では、3月10日（金）に三役において対応方針を検討したところ、令和5年3月13日（月）からは下記により対応することとなりましたので、ご留意の上、ご協力方よろしくお願いいたします。

#### 記

- 1 乗務員については、原則としてマスク着用の継続を今後も推奨するものとする。  
しかしながら、やむを得ない理由によりマスク着用が困難な乗務員については、事業代表者及び運行管理者等との話し合いにより対応を決定するものとする。  
これにより、乗務員がマスクを着用せずに乗務する場合において、タクシー利用者から着用していない理由を聞かれた際には、丁寧に説明を行ってご理解を得るものとする。
- 2 タクシー利用者がマスクを着用していない場合の乗車は可能とするも、感染対策上又は事業上の理由等により利用者にマスクの着用をお願いする場合には、その理由について丁寧に説明を行い、トラブル等の無いよう十分に注意する。

※ 当協会が作成した「**ハイヤー・タクシー事業における新型コロナウイルス感染防止マニュアル**」（令和2年3月24日）のマスク着用に関する記載部分については、令和5年3月13日（月）以降は上記1及び2により対応することとなるのでご留意ください。

以上